

各所属所長 様

埼玉県教育委員会教育長
公立学校共済組合埼玉支部長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和7年度「マイリフレッシュ」事業の実施について（通知）

日頃より、当団体の事業運営につきまして、御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和7年度「マイリフレッシュ」事業を下記のとおり実施します。

つきましては、事業の趣旨を御理解の上、多くの教職員が参加されますよう所属職員に周知をお願いします。

なお、令和7年度事業参加用リーフレット「マイリフレッシュ」電子版は、5月1日よりマイページ及び埼玉県教職員互助会HPにて閲覧可能です。紙リーフレット（回覧用）は、別途5月中旬以降に各所属所あてに送付いたします（市町村立学校は、市町村教育委員会経由で送付）。

記

1 使用にあたっての留意点

- ・「マイリフレッシュ」事業は、二次元バーコード読み取り型電子クーポン（以下「電子クーポン」という。）対象の事業です。
- ・電子クーポン御利用の際は、**必ず現地に訪れて御利用ください。**
- ・電子クーポンの御利用は、組合員（会員）**本人のみ**で、**1つの体験につき1枚のみ**利用可能です。（1つの体験に複数枚の利用不可）
- ・リーフレットは、回覧用として**各所属所3部**配布いたします。（ホームページ等で電子版リーフレットも御覧いただけます。）
- ・電子クーポン利用時は**組合員番号＋生年月日（西暦8桁）**の入力が必要です。
- ・電子クーポン内容確認画面（マイページ）から対象施設一覧が見られます。（詳しくは「埼教互第1号 二次元バーコード読み取り型電子クーポンの利用方法について（通知）」をご覧ください。）

2 事業の趣旨

県内の様々な文化施設等を訪れることを契機に郷土埼玉を再認識するとともに、終日にわたり心身のリフレッシュや健康の維持増進を図り、もって、職務能率の向上に寄与することを目的としています。

3 実施期間

令和7年5月1日（木）から令和8年3月31日（火）まで

※但し、施設によって利用期間が異なります。御利用前に各施設の利用期間を確認してください。

4 参加対象者

- (1) 公立学校共済組合埼玉支部の組合員（以下、「組合員」という。）
- (2) 埼玉県教職員互助会会員（以下、「会員」という。）
- (3) 県費支弁の再任用短時間勤務職員
- (4) さいたま市費支弁の再任用短時間勤務職員（ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）

5 参加対象者の利用枚数等(年度内)について

(1) 公立学校共済組合埼玉支部の組合員及び埼玉県教職員互助会の会員

	枚数	資格の有無	電子クーポン申請方法
公立学校共済組合 埼玉支部組合員 及び 埼玉県教職員互助会員 ※フルタイム再任用職員も含む。	3枚	○	申請不要 (自動的に付与)

(2) 採用・異動により年度途中で新たに組合員（会員）となった本採用職員

組合員（会員）となった月	枚数	資格の有無	電子クーポン申請方法
4月～ 7月	3枚	○	申請不要 (自動的に付与)
8月～11月	2枚		
12月～ 3月	1枚		

(3) 組合員資格を有する任期の定めのある下記の職員は、年度内の任用期間に応じる。

- ① 組合員資格を有する任期付職員
- ② 組合員資格を有する臨時的任用職員
- ③ 組合員資格を有する会計年度任用職員
- ④ 組合員資格を有する県費支弁再任用短時間勤務職員
- ⑤ 組合員資格を有するさいたま市費再任用短時間勤務職員

任用期間	枚数	資格の有無	電子クーポン申請方法
3か月～ 5か月	1枚	○	申請不要 (自動的に付与)
6か月～ 8か月	2枚		
9か月～12か月	3枚		

注1) 1か月に満たない端数は**切り捨て**

注2) 県費支弁再任用短時間勤務職員とさいたま市費再任用短時間勤務職員（小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）のうち、**週20時間未満勤務の者は年度内1枚**

(4) 週20時間未満勤務の県費支弁再任用短時間勤務職員及び

さいたま市費再任用短時間勤務職員（小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）

任用形態	勤務時間	枚数	組合員資格の有無	電子クーポン申請方法
県費支弁再任用短時間勤務職員 さいたま市費再任用短時間勤務職員 (小学校・中学校・ 特別支援学校勤務の者)	20時間 未満	1枚	×	「紙クーポン 申請フォーム」 により申請

※申請方法等は別添「紙クーポンの申請について」を参照してください。

5 参加手続き

電子クーポン参加対象者は、組合員（会員）データを基に自動的に組合員（会員）全員に付与されます。（申請不要）

マイリフレッシュ事業の電子クーポン付与日は、令和7年5月1日（木）予定です。

年度途中で組合員（会員）資格を取得した方については、順次自動的に電子クーポンが付与されます。

ただし、下記の職員は申請が必要かつ紙クーポンでの利用となります。

(1) 週20時間未満勤務の県費支弁の再任用短時間勤務職員

(2) 週20時間未満勤務のさいたま市費支弁の再任用短時間勤務職員
(ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者)

(3) モバイル端末を所有していないなど、やむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難である者

※該当の方は、申請をお願いいたします。申請方法等は別添「紙クーポンの申請について」を参照してください。

6 利用方法

電子クーポンを利用し参加します。詳しくは「埼教互第1号 二次元バーコード読み取り型電子クーポンの利用方法について（通知）」をご覧ください。

紙クーポンをお持ちの方は、紙クーポンを利用して御参加ください。

7 自己負担金について

一枚の電子クーポン（紙クーポン）の利用金額は、1,200円までです。

施設の利用料金が1,200円を超える場合、超えた金額は自己負担となります。

(1つの体験に複数枚の利用不可)

例：施設の利用料金：2,000円 → 窓口で支払う自己負担額：800円

(なお、施設の利用料金が1,200円未満の場合は、おつりはできません。)

8 サービスの取扱い

県教育局等の課所館の職員及び県立学校の職員については、所定のサービスに関する規定により、それぞれ適切な措置を取ってください。

また、市町村立学校及び幼稚園の職員については、所轄の市町村教育委員会に照会の上、適切な措置を取ってください。

9 マイリフレッシュ事業に関する御案内

(1) 電子クーポン御利用方法等について

埼玉県教職員互助会HPの会員専用ページ「電子クーポン」に掲載しています。

ご利用の手引き、マイページの確認、電子版リーフレット、紙クーポンの申請等がご覧になれます。下記のURL及び二次元バーコードよりお進みください。

埼玉県教職員互助会HP：<https://gojo-saitama.jp/member>

会員専用ページパスワード：**gojosaitama**



【電子クーポンページ】

埼玉県教職員互助会 会員専用ページ

検索

(2) マイリフレッシュリーフレットについて

紙リーフレット

各所属所に**3部ずつ**配布いたします。（別途5月中旬送付予定）

所属所への追加の配布及び、事業参加対象者への個別の配布はございません。

電子版リーフレット

マイページ（クーポン内容確認専用ログイン画面）内から御確認いただけます。もしくは、前項の電子クーポン御利用方法等についての埼玉県教職員互助会HPの会員専用ページ「電子クーポン」ページ内に掲載しています。

(3) マイページについて

付与された電子クーポンや電子版リーフレットは、マイページ（クーポン内容確認専用ログイン画面）で、確認することができます。

右記の二次元バーコード、もしくは下記URLでマイページ（クーポン内容確認画面）を御覧いただけます。

●マイページURL

<https://etk.webconnect.jp/CouponInfoLogin/sag>

マイページは、いつでも御確認いただけるよう、ブックマークをお勧めします。



【マイページ】



【マイページ
ログイン画面】

担当：教育局教育総務部福利課
厚生担当

電話：048-830-6703

マイ リフレッシュ事業 Q & A

参加対象となる組合員について

Q：育児休業、休職中や海外派遣や組合専従の組合員・会員及びフルタイム再任用職員は対象ですか？

A：対象です。

参加対象者は、組合員・会員、県費支弁再任用短時間勤務職員、さいたま市費支弁再任用短時間勤務職員（ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）及びフルタイム再任用職員になります。

電子クーポンの申請について

Q：電子クーポンを取得するのに、申請は必要ですか？

A：必要ありません。

組合員（会員）は、電子クーポンサービスと連携することにより、自動的に参加資格が付与されますので、申請の必要はありません。

ただし、次に該当する方は**申請が必要**となりますので、ご注意ください。

- ① 週20時間未満勤務の県費支弁**再任用**短時間勤務職員
- ② 週20時間未満勤務のさいたま市費支弁**再任用**短時間勤務職員
(ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者)

③ モバイル端末を所有していないなどやむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難な方

※「紙クーポン申請フォーム」により申請を行います。申請については、別添「紙クーポンの申請について」にある利用手順をご覧ください。後日、紙クーポンを交付します。

※組合員・会員の資格申請の状況によっては、電子クーポンの付与が遅れる場合があります。あらかじめ御了承ください。

利用期間について

Q：電子クーポンはいつから利用できますか？

A：**利用開始は令和7年5月1日からです。**施設によって利用期間が異なりますので、マイページもしくは、埼玉県教職員互助会HPの会員専用ページ「電子クーポン」内の電子版リーフレットを御確認のうえ、御利用ください。

利用枚数の表示について

Q：自分で使用した電子クーポンの枚数を確認できますか？

A：マイページで確認できます。

利用可能な電子クーポンの残数が表示されます。(教福第518号 令和7年度「マイリフレッシュ」事業の実施について(通知)の9-(3)参照)

自己負担金について

Q：自己負担金は発生しますか？

A：自己負担金が発生する施設もあります。

電子クーポンの利用金額の上限は、1枚1,200円です。

施設の料金が1,200円を超える場合は、差額を直接各施設にお支払いください。

施設の料金が1,200円未満の場合は、負担金0円になります。おつりはありません。

Q：自己負担金がある施設に、電子クーポンを2枚使用して自己負担金を払わないことはできますか？

A：できません。

電子クーポン御利用は、1つの体験につき1枚のみ利用可能です。（1つの体験に複数枚利用不可）

電子クーポン付与のタイミング

Q：組合員資格を有する職員として採用された場合、電子クーポンが付与されるのはいつですか。

A：組合員資格取得のための申請状況によります。組合員資格取得申請内容が**システム登録されてから2～4週間程度**で利用できるようになります。

マイリフレッシュ事業の利用開始日（令和7年5月1日）より前（一斉付与のタイミング前）までに電子クーポンを付与することはありません。

Q：すでに組合員資格を持つ者が、現行の発令から継続する発令が月の途中にあった場合、追加の電子クーポンが付与されるのはいつですか。

A：人事異動通知書の発令年月日の**翌々月**に付与となります。

月の初日から発令があった方は、発令年月日の翌月に付与となります。任期が更新されていて電子クーポン付与までの間に電子クーポンの御利用予定がある方は、福利課厚生担当まで御連絡ください。

組合員資格を有する任期の定めのある職員の利用枚数の考え方

Q：月の途中で採用となった場合の利用枚数の数え方を教えてください。

A：任用期間が4月8日から3月31日の場合は、月数11か月のため3枚利用できます。（1か月に満たない端数は切り捨て）

【例】4月8日から翌年3月31日までの発令

R7.4/8～R8.5/7・・・1か月と数える

応当日の前日で1か月とします。1か月に満たない端数は切り捨てます。



R7.4/8～R8.3/7・・・11か月

R8.3/8～R8.3/31・・・1か月に満たないため切り捨て

Q：年度途中で所属所が変更となり任用された職員の電子クーポンの利用枚数は？

A：組合員・会員資格が引き続いていれば、**前所属と現所属所の任用期間を通算した任用期間に応じた枚数を利用可能です。**

Q：組合員資格を有する任期の定めのある職員の発令が更新された場合の電子クーポンの利用枚数は？

A：組合員資格が継続していれば、発令後に更新された期間を通算した**任用期間に応じた枚数が付与されます。**

Q：任用期間の途中で退職となった場合、電子クーポンの利用はできますか？

A：できません。

退職後、電子クーポン（紙クーポン）の利用はできません。

Q：任用期間が年度をまたぐ場合の期間の数は？

A：年度ごとにわけ、当該年度の任用期間に応じます。

【例】4月8日から翌年6月30日までの発令

R7. 4/8～R7. 5/7・・・1か月と数える

応当日の前日で1か月とします。1か月に満たない端数は切り捨てます。



R7. 4/8～R8. 3/7・・・

R7. 4/8～R8. 3/7・・・11か月

R8. 3/8～R8. 3/31・・・1か月に満たないため切り捨て

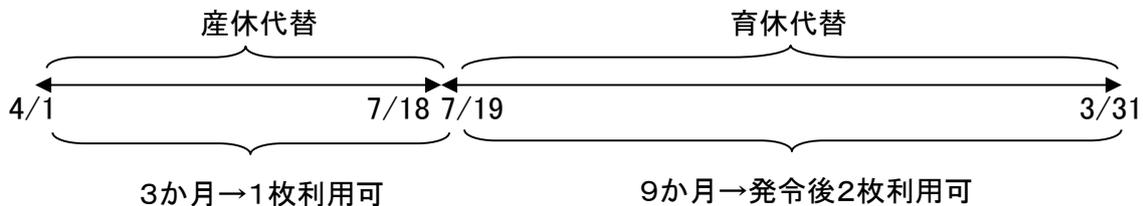
R8. 4/1～R8. 6/30・・・当該年度でないため数えない

Q：産休代替として任用される際に、引き続き育休代替としての発令が見込まれる場合の利用枚数について教えてください。

A：見込みでの電子クーポンの付与はありません。

組合員・会員資格が引き続き場合は、発令後、通算した任用期間に応じて枚数が付与されます。

【例】産休代替として任用された後に、育休代替として任用があった場合

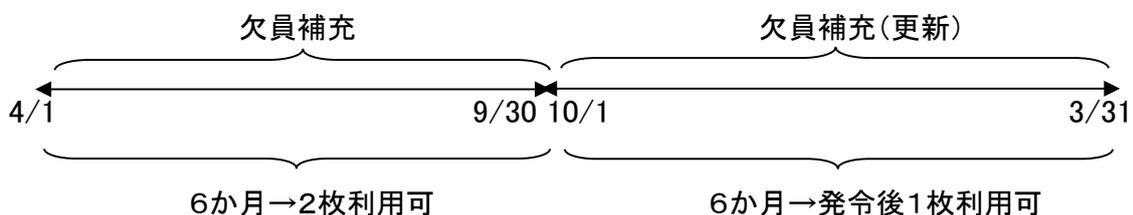


Q：欠員補充や少人数加配の臨時的任用職員で、引き続き任期の発令が見込まれる場合の利用について教えてください。

A：見込みでの電子クーポンの付与はありません。

組合員・会員資格が引き続き場合であっても、発令後、通算した任用期間に応じて電子クーポンが付与され、利用が可能になります。

【例】欠員補充（定数内）の臨時的任用職員で、更新あった場合



Q：任用が更新されるかはっきりしない場合の利用枚数について教えてください。

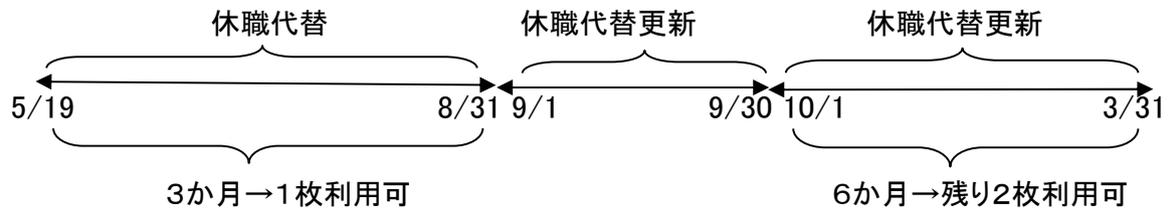
A：更新がはっきりしない場合や見込みでの電子クーポンの付与はありません。

更新の発令に基づき、追加の利用枚数が付与されます。

【例】休職代替として任用される際に、その後の任用がはっきりしていない場合

→現在発令されている任用期間に応じた枚数が付与されます。

更新の発令が出て追加の利用枚数が付与されましたら利用可能となります。



紙クーポンの申請について

紙クーポンが必要な方は、下記の手順に従い「紙クーポン申請フォーム」から申請をお願いいたします。

申請の際の注意事項

- 紙クーポンの申請をすると、電子クーポン対象事業「人間ドック」「マイリフレッシュ」「歯科健診」「あんまマッサージ」の4つ全ての事業で紙クーポンになります。一部の事業のみを紙クーポンにすることはできません。
- 紙クーポンを申請すると取消すことはできません。
- 紙クーポンを発行すると電子クーポンは利用不可となります。
- 紙クーポンは再発行できません。紛失には十分ご注意ください。

申請期日 令和8年2月28日まで

- 手順1 埼玉県教職員互助会HP <<https://gojo-saitama.jp>>の、現職者の方へ ⇒ 会員専用ページ ⇒ 電子クーポン ⇒ 「紙クーポン申請フォーム」から申請
もしくは、右記の二次元バーコード（紙クーポン申請フォーム）から申請 ➡



紙クーポン申請フォーム

- 手順2 紙クーポン申請フォームに必要事項を入力
- ✓所属所コード、所属所名、組合員番号、組合員（配偶者）氏名を入力
 - ✓事由の欄は①～③の該当のものにチェック
- 困難な理由欄の記載（モバイル端末を所有していないため等）は任意です。

所属所コード	必須	<input type="text" value=""/>	半角英数字5ケタ アルファベットは大文字
所属所名	必須	<input type="text" value=""/>	課所種別立字校は所属名のみ 例) ○○高等学校、▼▼課 市町村立字校は市町村名から 例) ◆◆市立△△小学校
組合員番号	必須	<input type="text" value="012345"/>	組合員番号は半角英数字6ケタ（組合員証右上に記載の6ケタの番号） 5ケタの番号の者は頭に0(ゼロ)を付ける 例) 012345 配偶者ドック申請の方 組合員番号は組合員本人と同じ番号を入力する
組合員（配偶者）氏名	必須	<input type="text" value="福利 太郎"/>	配偶者ドック申請の方 組合員（配偶者）氏名に配偶者の名前を入力する
事由	必須	<input type="radio"/> ① 週20時間未満勤務の県費支弁の再任用短時間勤務職員 <input type="radio"/> ② 週20時間未満勤務のさいたま市費支弁の再任用短時間勤務職員 <input type="radio"/> ③ やむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難である者	※いずれか該当のものに チェック！
「電子クーポン利用が困難」を 選択した理由（任意）		<input type="text" value="モバイル端末を所有していないため"/>	
注意点1	必須	<input type="checkbox"/> 紙クーポンの申請をすると電子クーポン対象事業すべて紙クーポンになります	
注意点2	必須	<input type="checkbox"/> 紙クーポンの申請は取消すことができません	※注意点1～4の内容を 確認したらチェック！
注意点3	必須	<input type="checkbox"/> 紙クーポンを発行すると電子クーポンは利用不可となります	
注意点4	必須	<input type="checkbox"/> 紙クーポンはどんな理由があっても再発行できません	

- 手順3 共済組合から所属所に紙クーポンが届く
- ※紙クーポンは再発行できません。紛失にご注意ください！

- 手順4 【マイリフレッシュ・あんま】利用したい施設へ行き、窓口で紙クーポンをご提出ください。
【人間ドック・歯科健診】健診機関に直接受診予約をする。予約の際には「公立学校共済組合埼玉支部の組合員」であること、「電子クーポンではなく紙のクーポンを使用する」ことを伝えてください。